

議案第 17 号

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例
の一部改正について

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例
の一部を改正する条例

市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（平成 15 年条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「路上禁煙地区」を「路上禁煙・美化推進地区」に改める。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条に次の 5 号を加える。

- (3) 喫煙 たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
- (4) 吸い殻、空き缶等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、印刷物その他これらに類する物及び飲料、食料等の缶、瓶その他の容器をいう。
- (5) 飼い犬 自己の所有し、飼養し、又は管理する犬をいう。
- (6) ふんの放置 排せつされたふんを回収することなくその排せつされた場所から離れることをいう。
- (7) 路上禁煙・美化推進地区 道路上において、喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をしてはならない地区をいう。

第3条第2項中「第6条第1項に規定する路上禁煙地区内」を「路上禁煙・美化推進地区内」に改め、「。次項において同じ」を削り、「喫煙」の次に「(歩行している間又は自転車に乗車している間の喫煙を除く。)」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「又は飼養する」を「飼養し、又は管理する」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 市民等は、公共の場所において、飼い犬を連れているときは、当該飼い犬が排せつしたふんを回収するための用具を携行するよう努めなければならない。

第6条の見出しを「(路上禁煙・美化推進地区)」に改め、同条第1項中「歩行喫煙」を「歩行している間又は自転車に乗車している間の喫煙」に、「軽減等」を「軽減、吸い殻、空き缶等の散乱又は飼い犬のふんの放置による生活環境の悪化の防止等」に、「路上禁煙地区(道路上において、喫煙し、又はたばこの吸い殻を捨ててはならない地区をいう。以下同じ。)」を「路上禁煙・美化推進地区」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「路上禁煙地区の変更(前項に規定する期間又は時間の変更を含む。以下同じ。)又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の変更又は」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「路上禁煙地区の指定、路上禁煙地区の変更又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「路上禁煙地区の指定、路上禁煙地区の変更又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「路上禁煙地区の指定又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定又は」に、「路上禁煙地区である」を「路上禁煙・美化推進地区である」に改め、同項を同条第5項とする。

第7条を次のように改める。

(禁止行為)

第7条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 路上禁煙・美化推進地区内の道路上において、喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をすること。

(2) 公共の場所（路上禁煙・美化推進地区内の道路を除く。）において、歩行している間若しくは自転車に乗車している間に喫煙をし、吸い殻、空き缶等を捨て、又は飼い犬のふんの放置をすること。

(3) 公共の場所において、配布した印刷物等がその周辺に散乱したときに、当該散乱した印刷物等を放置すること。

第9条中「第7条第2号から第4号まで」を「第7条第2号若しくは第3号」に改める。

第15条第1項中「の規定に違反した」を「に規定するそれぞれの禁止行為をした」に改め、「対し、」の次に「それぞれの違反行為について」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び第6条の改正規定（同条第4項中「路上禁煙地区の指定、路上禁煙地区の変更又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は」に改める部分に限る。）は公布の日から、第1条の改正規定、第6条の改正規定（同条第4項中「路上禁煙地区の指定、路上禁煙地区の変更又は路上禁煙地区の」を「路上禁煙・美化推進地区の指定、変更又は」に改める部分を除く。）及び次項の規定は同年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成21年12月31日において現に改正前の第6条第1項の規定により路上禁煙地区として指定されている地区については、平成22年1月1日から同年3月31日までの間は、同条の規定は、なおその効力を有する。

理 由

健康で安全かつ清潔な都市のより一層の実現を図るため、公共の場所における歩きながらの喫煙等を禁止するとともに、路上禁煙地区を路上禁煙・美化推進地区に改め、同地区内において飼い犬のふんの放置をする者等に対し過料を科することができることとするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。